

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和8年6月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500173 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2600002 号

## 第 1 結論

平成 10 年 4 月から平成 11 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した記録に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 4 月から平成 11 年 1 月まで

現在、領収書などの控えは保管していないが、私の請求期間に係る国民年金保険料は、私の妻が、妻の保険料と一緒に区役所や A 金融機関の窓口などで、納付書に現金を添えて定期的に納付していたという記憶が確かにある。請求期間当時は、保険料を納付しなかったら、何度も督促で納付書が送られて来ていたので、それで納付していた。

しかしながら、年金の記録では、請求期間が未納とされているので、調査の上、納付済みの記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者の妻が、夫婦二人分の保険料を納付書に現金を添えて定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金加入期間は請求期間を含む平成 10 年 2 月 1 日から平成 11 年 2 月 22 日までの期間のみであり、当該加入期間に係る国民年金保険料の納付状況については、平成 10 年 2 月及び同年 3 月は納付済み、同年 4 月から平成 11 年 1 月までの期間は未納とされ、平成 12 年 11 月 9 日には保険料の過年度納付書が社会保険事務所（当時）において作成されていることが確認できる。この点に関して、当該納付書の作成時点（平成 12 年 11 月 9 日）においては、当該未納期間のうち平成 10 年 4 月から同年 9 月までの期間は、納付期限（納付対象月の翌月末日）から 2 年が経過し保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため保険料を納付することはできないが、時効消滅に至っていない同年 10 月から平成 11 年 1 月までの期間については、保険料を過年度納付することが可能であったものの、請求者は、当該過年度納付書については認識がなく、請求期間に係る

保険料を納付していたとする請求者の妻も「保険料を遡って、まとめて納付したというような記憶はない。」と陳述しており、ほかに当該未納期間に係る保険料が納付された事情も見当たらない。

また、請求者及び請求者の妻は、国民年金保険料の納付について、納付しなかったら、何度も督促が来ていたので、その都度納付していた旨を主張しており、必ずしも定期的に保険料を納付していたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間当時、一緒に保険料を納付していたとする請求者の妻に係るオンライン記録によると、平成10年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金の被保険者資格を取得しているところ、平成10年5月から平成11年1月までに係る国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる。

加えて、請求者の妻は、請求期間に係る国民年金保険料をA金融機関やB市C区役所の本庁又はD出張所の窓口で納付していた旨陳述しているところ、A金融機関は、国民年金の領収済通知書等の調査期間について、照会を受領した月から起算して5年であるとしており、B市C区は、電算記録、領収済通知書など請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保管していない旨回答している上、日本年金機構も請求者が請求期間に係る保険料を納付したことを確認できる資料はないと回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料納付の有無について確認することができない。

その上、請求者は、請求期間に係る国民年金の記録について、保険料納付の事実が年金記録に残っていない、いわゆる「消えた年金」となっている可能性がある旨主張しているところ、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、平成9年1月以降は、被保険者一人につき一つ付与された基礎年金番号に基づき事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られており、請求者についても、昭和56年5月1日に初めて公的年金の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号(\*)が、平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されていることが確認でき、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求期間当時に、請求者に対して、当該基礎年金番号とは別の基礎年金番号が付与された形跡は見当たらないことも踏まえると、請求者の年金記録は当該基礎年金番号により適正に管理されているものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。